

# 住民サービスの向上、行財政の効率化に貢献

自治体が権限と責任を持って、自ら住民と向き合うことで、**住民サービスの向上**が可能となる。  
これを進めることで、**住民参画型の行政**が可能となる。

地方分権改革を通じて、自治体の行政運営における裁量の自由度が高まることで、**無駄な事務手続・コストが効率化**できる。

# 地方創生における地方分権改革の位置付け

○まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)

(平成29年12月22日閣議決定)(抄)

## (4) 地方分権改革との連携

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生において極めて重要なテーマである。

このため、地方分権改革に関する提案募集について、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、提案の最大限の実現を図るとともに、改革の成果を国民が実感できるよう、優良事例の普及や情報発信の強化等に努めていく。

# 地方からの提案に関するこれまでの対応状況

(件数)

| 分類<br>年 | 提案の趣旨を<br>踏まえ対応<br>a | 現行規定で<br>対応可能<br>b | 小計<br>c=a+b | 実現できなかった<br>もの<br>d | 合計<br>e=c+d | 実現・対応<br>の割合<br>c/e |
|---------|----------------------|--------------------|-------------|---------------------|-------------|---------------------|
|         | H26                  | 263                | 78          | 341                 | 194         | 535                 |
| H27     | 124                  | 42                 | 166         | 62                  | 228         | 72.8%               |
| H28     | 116                  | 34                 | 150         | 46                  | 196         | 76.5%               |
| H29     | 157                  | 29                 | 186         | 21                  | 207         | <b>89.9%</b>        |

### ◆今まで懸案となっていた事項の進展

- ・三大都市圏の一部に限り、保育所の居室面積に関する基準に係る規定を「標準」としている措置を平成31年度末まで5年間延長(26年)
- ・新たな雇用対策の仕組み～地方版ハローワークの創設～(27年)
- ・地域公共交通会議等の運営円滑化のための見直し(29年)

### ◆新たな政策課題への対応

- 水素ステーションの設置（都道府県知事の許可等）に係る規制改革（26年）
- 空き家への短期居住等に旅館業法が適用されない場合の明確化（27年）
- 中山間地等における病児保育事業の職員配置要件に係る特例措置（28年）
- 観光地等における安全なドローン利用の確保（29年）

### ◆さらなる行政効率化・合理化

- ・医薬品製造販売等の地方承認権限の範囲拡大(26年)
- ・施設入所児童等に係る予防接種の保護者同意要件の緩和(27年)
- ・農業災害補償法の規定により市町村が行う農業共済事業の義務付けの緩和(28年)
- ・マイナンバー制度による情報連携の項目追加等(26～29年)

# 新たな雇用対策の仕組み

## I 地方版ハローワークの創設

- 国と同列の公的な立場で職業紹介(国への届出、規制(職業紹介責任者の選任等)や監督の廃止)
- 国の全国求人・求職情報をオンラインで活用
- 雇用保険の事務手続を実施
- 住民相談・企業支援と一体となった職業紹介を展開

## II 地方が国のハローワークを活用

- 地方の産業政策と連携した雇用対策を国に要請

法律に基づいた安定的な  
仕組みとして全国展開

### 事例① 市が女性センターに 地方版ハローワークを併設

自宅に近い女性センターで、自分に合った社会参加(再就職)を決められた上に、職業紹介もしてもらい、いい職場に再就職!



身近な場所でワンストップサービスを実現

### 事例② 県が地方版HWを設置 知事から国に県の産業政策と 連動した人材確保を要請

県が財政支援等だけでなく人材紹介も含め、総合的に支援する体制を整えているので、工場新設を決めた。県独自の紹介に加えて、国のハローワークの全国的なネットワークも活用して紹介してもらえた!



産業政策と一体化した雇用政策を展開

利用者の利便性向上

# 災害時における放置車両の移動権限の付与等

従  
来

大規模災害発生時における  
放置車両の移動権限

|                   |   |
|-------------------|---|
| 道路管理者<br>(国道、県道等) | ○ |
| 港湾管理者<br>(臨港道路)   | × |
| 漁港管理者<br>(漁港道路)   | × |

支障 例) 東京湾臨海部に広域防災拠点あり  
首都直下地震発生時、レインボー  
ブリッジ下層部の臨港道路にある  
放置車両を移動できない。



救出救助・医療救護活動などの  
災害応急対策の実施に支障が生じる。

見  
直  
し

提  
案  
実  
現  
後

|                   |   |
|-------------------|---|
| 道路管理者<br>(国道、県道等) | ○ |
| 港湾管理者<br>(臨港道路)   | ○ |
| 漁港管理者<br>(漁港道路)   | ○ |

効果

放置車両の移動

緊急輸送ルート of 迅速な確保

災害救助活動の円滑化

国民の生命・財産の保護





# 空き家への短期居住等に旅館業法が適用されない場合の明確化

従  
来

宿泊料を受けて、不特定多数の者を  
反復継続して宿泊させる場合、  
旅館業法による許可が必要  
⇒空き家へのお試し移住の場合に  
「不特定多数」「反復継続」に  
該当するか、判断基準が不明確

見  
直  
し

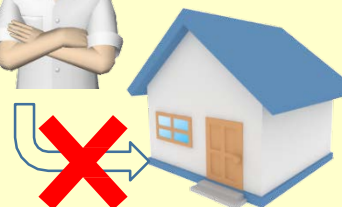
支障



旅館業に該当すれば、  
衛生確保のための改修が必要



移住希望者が空き家  
にお試し移住出来ない



提  
案  
実  
現  
後

- ① 対象物件を自治体が特定
- ② お試し移住の希望者が実際に  
居住する意思を有することを  
自治体が確認

⇒これらを満たす場合、お試し移住が  
旅館業法の適用を受けないことを  
明確化

効果

移住希望者の空き家への  
お試し移住が可能になる



空き家の有効活用

地方移住の促進

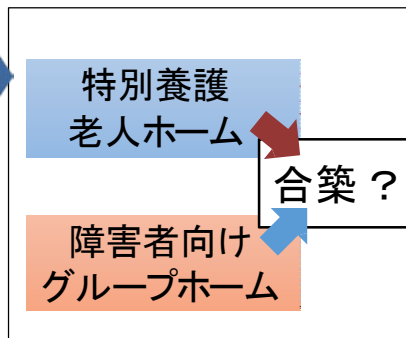
# 特別養護老人ホームと障害者向けグループホームの合築が可能であることの明確化

従  
来

○障害者向けのグループホームは「入所施設」の敷地外にあるようにしなければならないと規定  
 <障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)>

支障

○基準では特別養護老人ホームが「入所施設」にあたるかわからず、障害者向けのグループホームとの合築が可能か不明確



限られた土地で、喫緊の課題である両施設の整備をするため、合築できないだろうか？



見直し

提案  
実現後

○一定の場合には障害者向けグループホーム及び特別養護老人ホームを同一の敷地内に設置することが可能であることを明確化

- ・一般の住宅と同様に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保されていること
- ・利用者の選択によらず日中及び夜間を通して利用者の生活がグループホームと併設事業所で完結する生活とならないこと



効果

限られた施設を有効活用した効果的なサービスの提供が可能となる

一億総活躍社会の実現  
 地域で生きがいを持って充実した生活を送ることができる

